

せいかつ ほ ご 生活保護のあらまし

そうだん かた
—相談にこられた方へ—



この「あらまし」は、生活保護の制度について説明したものです。
もしわからないことがあればお気軽にお問合わせください。

たかしましふくしじむしょ
高島市福祉事務所

へいせい ねん がつ にちこうしん
平成31年2月1日更新

●生活保護とは

日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念を具体化した生活保護法に基づくもので、「生存権」を保障する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。



●相談から保護開始までの流れ

生活保護を受給するためには次の手続きが必要となります。

- ① **相談**
福祉事務所窓口（市役所本庁舎社会福祉課）にお困りの内容を相談してください。
※窓口へ相談に来られない場合、電話でご連絡いただければお近くの支所やご自宅にお伺いします。
- ② **申請**
申請意思のあるかたは、生活保護を受給するための申請書類を提出します。（申請書類は福祉事務所窓口を設置しております。）
- ③ **調査**
福祉事務所の職員が生活や資産の状況などを調査します。
- ④ **審査**
生活保護を受給できるかを審査します。
- ⑤ **保護開始**
保護が決定したら、保護費の支給が始まり、ケースワーカーによる支援が開始されます。

次に①～⑤について詳しく説明します。

① そうだん 相談



生活に困っている、生活保護を受給したいと思ったら、福祉事務所に気軽に相談してください。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認いたします。プライベートな部分もあるので、お話は可能な範囲で構いません。個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。また、来所だけでなく、電話での相談も可能です。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明しますので聞いてください。生活保護の受給を希望する場合は申請してください。

② しんせい 申請

生活保護は本人の意思で申請します。(福祉事務所に申請書類を提出。)また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料を求めこともあります。なお、何らかの事情で本人が申請できない場合は、親族などが代理で申請することもできます。



※急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権(事務所判断)で生活保護の受給を開始する場合があります。

③ ちょうさ 調査

生活保護の決定に必要な調査に関することについて説明していきます。

しさん かつよう ●資産の活用



生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに資産の調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められ、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、相談してください。

●能力の活用



働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気、けが、その他の理由で働けないかたは、その問題の解決を優先します。

●扶養義務者の援助

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は、受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護を受給できないということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への調査を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。



●暴力団員該当の有無

- 暴力団員（生活保護申請後、暴力団員であることが判明した場合は、申請を却下します。）

④ 審査

さまざまな調査に基づき、生活保護を受給できるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、生活費、住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の資産・収入（給料、年金、手当、仕送り、手持金なども含みます。）についておおむね3か月分を比較して判定します。

次の図のように、最低生活費に対し、世帯の資産・収入が不足する場合は生活保護を受給し、不足部分を補います。自分で得ることができる資産・収入が最低生活費を超える場合は、生活保護を受給できません。

（例）

<p>さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい けつてい 最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます。）</p>	
<p>せたい しさん しゅうにゅう きゅうりょう ねんきん てあて しおく 世帯の資産・収入（給料、年金、手当、仕送り、 てもちぎん 手持金など）</p>	<p>ふそく さいかつひ 不足してしまう生活費</p>



せいかつ ほ ご ひ
生活保護費

※保護費は、世帯員の年齢や人数、生活・身体・精神の状況、冬季の暖房費、家賃額、その世帯の収入額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

●結果通知

以上のような調査が行われ、福祉事務所に申請した日から原則として、14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に生活保護を受給できるかどうかの結果を通知します。



⑤ 保護開始

生活保護が決定したかたは、担当するケースワーカーが自立に向けた支援をおこなっていきます。

●生活保護の種類

生活保護は、次の8つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

①生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用。個人の年齢や世帯の人数などで決まります。

②住宅扶助

家賃、地代などの費用。



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用。



④医療扶助

病院などの受診や薬にかかる費用。(健康保険が適用される範囲に限ります。)



⑤介護扶助

介護サービスを利用するための費用。



⑥出産扶助

出産にかかる費用。



⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するために必要となる費用。



⑧葬祭扶助

葬祭に必要な費用。



※扶助の支給額には、一定の限度額が定められていますので、注意してください。また、上記の扶助以外にも臨時的な一般生活費として、一時的な扶助が必要に応じて受けられます。

と あ そうだんさき
..... お問い合わせ・相談先

○ケースワーカー

ケースワーカーは、生活保護を受給するかたが困っていることの解決や自立を目指すうえで、どうしていくとよいかを一緒に考え、手助けします。また、生活状況の確認や相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。



生活で何か問題があれば、遠慮なく相談してください。

なお、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

みんせいいいん
○民生委員

各地域には、生活に困っているかたの見守りや相談相手をされている民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にあります。社会福祉全般（生活保護、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、母子・父子福祉など）に亘るお困りごとについて相談ができます。

メモ

たかしましふくしじむしょ
高島市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課生活福祉T)

〒520-1592

たかしまししんあさひちょうきたばた 高島市新旭町北畑565 でんわ 電話0740-25-8120 (直通) ちよくつう

<保護の申請はしないけれど…生活にお困りの方へ>

高島市社会福祉協議会では、高島市の委託を受けて生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施しています。

生活困窮者自立支援事業では、経済的に困窮している方、社会から孤立して、いくつもの課題を抱えている方などが地域で自立した生活が送れるよう、相談支援員や就労支援員、家計相談支援員がご相談に応じ、関係機関・団体と連携しながら個別的、継続的な支援をおこないます。

安心してご利用いただくために

幅広いご相談に応じます

失業、借金、ニート、ひきこもり、障がい、仕事が続かない、家計のやりくりなど、生活困窮に関する幅広いご相談に応じます。

秘密は必ず守ります

ご相談いただいた内容については、了解のないまま他機関などに伝えることは一切ありません。

相談料は無料です

相談料の負担はありません。お気軽にご相談ください。

訪問でのご相談に対応します

電話や面談だけでなく、ご希望により訪問でのご相談もお受けします。

地域の関係機関・団体と連携します

行政や地域の関係機関・団体と連携しながら、支援が必要な方の生活全体のご相談に応じ、個々の課題に対応した支援へとつなげていきます。

個別的、継続的に対応します

困りごとやお悩みについて、担当者がお話を伺いながら、一緒に課題解決に取り組みます。自立支援計画を作成し、課題が解決するまで、切れ目なく継続したご相談に応じます。

お気軽にお問い合わせください

ご相談・お問い合わせは

つながり応援センターよろず

(社会福祉法人高島市社会福祉協議会内)

〒520-1121 高島市勝野215番地(高島市役所高島支所2階)

TEL 0740-36-8255 FAX 0740-36-8221

<相談時間> 8:30~17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)